

福島県の文教施策について、広く一般県民から批判・意見・要望等を聞き、教育行政の参考とする。

② 依頼事項

文教施策について広く批判・意見・要望をきくため、県民各層から公募した者（以下「教育モニター」というに、教育・文化に関する事項について文書または口頭による報告を依頼する。

③ 依頼方法および期間

- ア. 教育モニター公募にあたっては、県の広報媒体および報導機関を通じて行なう。
- イ. 教育モニターの公募、適当なかたの選定等は、福島県教育委員会がこれを行なう。
- ウ. 教育モニターとして依頼する期間は、依頼した日から翌年3月31日までとする。

④ 教育モニターの人数

教育モニターの人数は26名とし、教育モニターの職業区分、ブロック別、人数は別に定める。

⑤ 謝礼

教育モニターの報告に対し、報告1回について1,000円を謝礼として支払う。

⑥ 報告書の処理

文書および口頭による報告は、その都度整理して報告書を作成し、教育委員会に報告し、必要に応じて序議に報告するほか、関係行政機関へ送付する。

⑦ 事務の処理

教育モニターに関する事務は、福島県教育庁総務課長が行なう。

⑧ その他の

この事項に定めるもののほか、教育モニターに必要な事項は別に定める。

教育委員会は教育モニターに対し広報に関する資料、その他適当な資料を送付する。

(2) 教育モニター実施細則

① 教育モニターの職業別入数

専門的技術的管理的職業 2 事務従事 2 農林漁業 4
労務従事 2 販売サービス業 3 報道従事 1 教職員 4
主婦 4 学生 2 その他 2 の10職業区分とし、計26人とする。

② 県内ブロック別

| | |
|-------------------------|----|
| 県北（信夫・伊達・安達） | 7名 |
| 県南（郡山・岩瀬・東白川・西白河・石川・田村） | 8名 |
| 会津（北会津・南会津・耶麻・両沼） | 6名 |
| 浜（いわき・双葉・相馬） | 5名 |

③ 教育モニターの資格

教育文化に関心をもち、教育モニターとしての熱意をもっている者で、次の各号に該当するものとする。

ア. 日本国で満20歳以上の者で、福島県に居住している者。

イ. 地方公共団の議員および国会議員の職にない者、また常勤の国家公務員および地方公務員（教職員を除く）の職にない者。

ウ. 文部省から指定された「教育モニター」以外の者。

④ 応募の方法

応募者は15円切手を添付した返信用封筒（あて先を明記してください）を同簡し、福島県教育庁総務課に申込用紙を請求し、これに必要事項を記入して、同総務課に提出する。

⑤ 応募のしめきり

昭和42年4月28日

⑥ 選考の方法

教育庁に教育モニター選考委員会を設け、応募者の中から適当と認められる者を職業区分に掲げる人数の2倍程度を選考し、教育長に推せんする。

教育長は、推せんされた者の中から定員の26名を決定し、教育委員会に報告し承認を求める。

⑦ 実施の方法

ア. 文書による報告は折一式および記述式により年2回行なう。（7月、10月）

イ. 口頭による報告は年1回会議の方式で県庁で行なう。（1月）

⑧ 謝礼の支払い

ア. 謝札は報告ごとにその都度支払う。

教育モニター会議に出席する場合は旅費を支払う。

⑨ 教育モニターの決定

昭和42年6月中に教育モニターとして依頼する者を決定し、本人に通知する。

(3) 応募状況

昭和42年5月5日で応募をしめきった結果、応募状況は次のとおりであった。

① 応募総数 56名

② 職業別内訳

| | |
|-------------|-----|
| 専門的技術的管理的職業 | 5名 |
| 事務 | 2名 |
| 農林漁業 | 6名 |
| 労務 | 3名 |
| 販売サービス業 | 6名 |
| 報道関係者 | 1名 |
| 教職員 | 12名 |
| 主婦 | 6名 |
| 学生 | 5名 |
| その他 | 9名 |

③ 管内別

| | | | |
|-----|-----|-----|----|
| 信夫 | 15名 | 田村 | 5名 |
| 伊達 | 1名 | 南会津 | 3名 |
| 安達 | 3名 | 北会津 | 2名 |
| 郡山 | 4名 | 耶麻 | 3名 |
| 岩瀬 | 0名 | 両沼 | 3名 |
| 西白河 | 3名 | いわき | 8名 |
| 東白川 | 1名 | 双葉 | 2名 |
| 石川 | 1名 | 相馬 | 2名 |

④ 教育モニターの決定

6月1日の定例教育委員会において、下記の者を教育モニターに委嘱することに決定した。